

第85回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日 (火曜日) 午前10時

場 所 | 岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次	
- 招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
(添付書類)	
事業報告	
計算書類	
監査報告書	36

証券コード: 1793

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第85回定時株主総会を2022年6月28日(火)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社の「中期経営計画(2021-2023)」の初年度である2021年度は、厳しい競争環境ではありましたが、受注高と利益は計画を上回る水準を確保することができました。

今後、事業環境の変化の速度はさらに増しますが、当社の伝統を堅実に守りつつ、柔軟に変化に対応し、総合力をさらに強く成長させることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2022年6月 代表取締役社長 三字: 啓一

経営理念

"健全な建設事業の経営を通じて、会社の永続的な発展を図り、それによって社会国家の 繁栄に寄与すると共に、株主各位の負託に応え、社員の人間成長と福祉を増進する"

"創造性と活力あふれる集団が、お客様に価値あるソリューションを提供するとともに、透明で公正な生活空間創造企業として、地域社会、株主、社員、パートナーなど企業を取り巻くすべての利害関係者から信頼され、社会に貢献する"

証券コード:1793 2022年6月9日

株主各位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

株式会社 大 本 組

代表取締役社長 三宅啓一

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、<u>出来る限り、書面又はインターネット</u>により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月27日(月曜日)午後5時までに議決権をご行使いただくようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2022年6月28日(火曜日)午前10時						
2 場 所	岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室						
3 目的事項	報告事項 第85期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び計算書類 の内容報告の件						
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件						

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 また、株主総会会場におきましては、マスクの着用及び消毒液の使用にご協力をお願い申しあげます。
- ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(https://www.ohmoto.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2022年6月28日(火曜日)午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記期限までに到着 するようご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時必着

▶ インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の、議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスい ただき、画面の案内にしたがって各議案に対する替否をご入力ください。

2022年6月27日 (月曜日) 午後5時まで 行使期限

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケ ット通信料等) は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場 合があります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせ ていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセ スしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱 いを休止します。)

議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時まで

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで

「ログインID|「仮パスワード」の入力が不要に





アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権 行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコー ドレを読み取りいただき、ログイン。
- ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。
- 上記方法での議決権行使は1回に限ります。 2回目以降のログインの際は…

下記に記載の案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法:パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

0

アクセス手順

① WEBサイトヘアクセス



②「ログインID」と 「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック

③ 新しいパスワードの入力



④ 以降は画面の案内に従って 替否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

00 0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は業績動向を考慮しつつ、株主の皆様に安定した配当を継続することを基本方針とするとともに、企業体質の強化を図るために内部留保に努めることとしております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1	株主に対する配当財産の 割当てに関する事項及び その総額	当社普通株式1株につき 金170円 総額842,696,970円
2	剰余金の配当が効力を生 じる日	2022年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

1	増加する剰余金の項目及 びその金額	別途積立金	1,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及 びその金額	繰越利益剰余金	1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条) は 不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下版は交更即分でかしより。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	(削 除)
提供)	
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算	
書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインターネ	
<u>ットを利用する方法で開示することにより、株</u>	
主に対して提供したものとみなすことができ	
<u>る。</u>	
	'

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則) 1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する 法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

招集ご 通知

1 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の進展や各種財政施策の効果により、個人消費や設備投資などで持ち直しの動きが見られたものの、年度後半には新たな変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢など地政学的リスクの高まりにより、景気の先行きは予断を許さない状況が続きました。

建設業界におきましては、大型インフラ整備や防災・減災対策を始めとする国土強靭化政策の 推進などにより、公共投資は引き続き高い水準を維持しました。民間設備投資も一部で持ち直し の動きが見られたものの、国内外での感染再拡大による景気の下振れリスクや競争環境の悪化、 建設資材の価格高騰など、業況の先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

こうした経営環境の中で当社は、全社を挙げて品質管理及び安全管理並びにコンプライアンス 確保の徹底に努めるとともに、技術力、提案力等の総合力の更なる向上と安定的な収益基盤の構築を目指して積極的な営業活動を展開してまいりました。

これらの結果、受注高は前期比22.1%増の915億9百万円となりました。

売上高は前期比2.8%減の712億76百万円となりました。

利益面では、営業利益が前期比37.6%減の23億37百万円、経常利益が前期比35.6%減の25億45百万円、当期純利益は前期比31.1%減の17億84百万円となりました。

売上高

712億76百万円 前期比 2.8%減

営業利益

23億37百万円 前期比 37.6%減

経常利益

25億**45**百万円 前期比 35.6%減

当期純利益

17億**84**百万円 前期比 31.1%減

受注高915億9百万円のうち、建築工事は前期比49.6%増の506億89百万円、土木工事は前期比0.6%減の408億20百万円であり、これらの発注者別内訳は民間60.5%、官公庁39.5%となりました。

主な受注工事は次のとおりであります。

イォンモ	一 ル (株)	平塚プロジェクト新築工事	(神奈川県)
(株) メ デ 1	(セ オ	㈱メディセオ阪神ALC新築工事	(兵庫県)
岡 山	市	岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業	(岡山県)
岡 山	県	公共 港湾工事(浚渫土処分場 地盤改良工その3)	(岡 山 県)
東日本高速	道路㈱	横浜環状南線 公田インターチェンジ工事	(神奈川県)

売上高712億76百万円のうち、建築工事は前期比11.8%減の356億53百万円、土木工事は前期比8.2%増の356億22百万円であり、これらの発注者別内訳は民間60.7%、官公庁39.3%となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

一般財団法人倉敷成人病センター			人病セン	/ター	倉敷成人病センター新棟建築工事及び倉敷成人病センター・クリニック既存棟改修工事	(岡山県)
総社3ロジスティック特定目的会社				的会社	GLP岡山総社Ⅲプロジェクト	(岡山県)
(有)	小八	沼	興	産	㈱アクティオ広島テクノパーク工場新築工事	(広島県)
独立行政法	去人鉄道	記・運輸	施設整備支	援機構	北陸新幹線、竹田川橋りょう他	(福井県)
玉	土	交	通	省	国道121号 湯野上3号トンネル工事	(福島県)

次期への繰越高は、前期比21.5%増加して1,143億84百万円となりました。

【当期末における受注高・売上高・繰越高】

(単位:百万円)

	区	分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
		建	築	30,771	50,689	35,653	45,807
建設事	業	土	木	63,378	40,820	35,622	68,576
			計	94,150	91,509	71,276	114,384

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は1億57百万円となりました。そのうち主要なものは、ニューマチックケーソン工事で使用する機械装置の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	区分				第82期 (2018年度)	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期(当期) (2021年度)
受		注		高	80,625	92,013	74,942	91,509
売		上		高	83,873	79,060	73,360	71,276
営	業		利	益	5,434	3,085	3,747	2,337
経	常		利	益	5,626	3,254	3,953	2,545
当	期	純	利	益	3,951	2,310	2,589	1,784
1 核	ま当たり	ノ当	期純	利益	773円60銭	452円48銭	507円08銭	352円31銭
総		資		産	94,991	92,515	92,530	90,912
純		資		産	64,374	64,888	67,152	66,934
1 核	朱当 た	り着	纯資產	至 額	12,604円05銭	12,705円53銭	13,148円78銭	13,502円81銭

⁽注) 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第85期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、社会・経済活動が徐々に正常化に向かい、景気は持ち直しの動きを強めることが期待されます。一方で感染再拡大への懸念に加え、地政学的リスクの高まりやエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

建設業界におきましては、公共投資は国土強靭化政策に基づく防災・減災対策関連事業や大型インフラ整備などにより、引き続き堅調に推移すると見込まれます。また、民間設備投資も大規模再開発及び周辺物流施設の需要が牽引し、全体として高い水準を維持するものと期待されます。一方で資材の価格高騰や納期延伸、労務逼迫等による競争環境の悪化が懸念されます。

このような事業環境のもと、当社といたしましては、リスク管理を徹底し、これまで築いてきた信用と健全な財務力などを一層強化するとともに、人財育成に注力し、事業環境の変化にしなやかに対応できるよう、総合力の更なる向上を図ってまいります。

また、2021年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を着実に実行することで、営業力、提案力の強化や技術優位性の構築を進め、ESG経営、働き方改革、生産性向上など喫緊の課題解決に向けた取り組みを全社的に推進してまいります。

そして、社会から高い信頼を寄せていただける企業であり続けるべく、全社を挙げて企業価値 の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

【ご参考】

○中期経営計画の概要

対象期間: 2021年度~2023年度 3 力年計画

基本方針:「品質・安全・コンプライアンスの確保を第一とし、収益力の強化を

図るとともに、本業を通じて広く社会に貢献する」

(単位:百万円)

数值日標:

				最終年度	累計目標
				(2023年度)	2021年度~2023年度
受	泊	È	高	80,000	233,000
売	上	_	高	80,000	230,000
売	上 総	8 利	益	8,000	22,600
営	業	利	益	2,800	7,000

目標指標:

売上高総	刻 益	率	10%以上
売上高営	業利益	率	3%以上
自己資	本 比	率	60%以上
配当	性	向	30%以上

○中期経営計画(2021年度~2023年度)の進捗状況

(単位:百万円)

		2021年度	2022年度		
	中期経営計画	実績	計画比中期		業績予想
受 注 高	75,000	91,509	16,509	78,000	80,000
売 上 高	73,000	71,276	△1,723	77,000	85,000
売 上 総 利 益	7,000	7,372	372	7,600	7,700
売上高総利益率	9.6%	10.3%	0.7%	9.9%	9.1%
営 業 利 益	1,800	2,337	537	2,400	2,300
売上高営業利益率	2.5%	3.3%	0.8%	3.1%	2.7%
配当性向	30%	48.3%	18.3%	30%	52.7%

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者((特-29)第2646号)として国土交通大臣許可を受 け、建築、土木及びこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引 業者((12) 第2381号)として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っておりま す。

(8) 主要な営業所の状況

東京都港区南青山5丁目9番15号 青山OHMOTOビル 東京本計

本 店 岡山市北区内山下1丁目1番13号

支 店 東北支店(仙台市) 東京支店(東京都港区)

横浜支店(横 浜 市) 名古屋支店(名古屋市)

大阪支店(大阪市) 岡山支店(岡山市) 広島支店(広 島市)

四国支店(高 松 市)

九州支店(福岡市)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
821名	13名増

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員(年間平均)54名が就業しております。
 - 2. 従業員数には外部機関等への出向者2名は含んでおりません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,900,000株

(2) 発行済株式の総数 5,132,380株

(3) 株主数 916名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況			
体主石	持株数	持株比率		
株式会社OHMOTOホールディングス	1,546 ^{千株}	31.20 %		
公益財団法人大本育英会	1,018	20.55		
Black Clover Limited Director Sakamoto Shungo	293	5.92		
有限会社大百興産	268	5.41		
株式会社中国銀行	234	4.74		
大本組従業員持株会	155	3.14		
古田 安人	74	1.50		
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	46	0.93		
大本 万平	43	0.88		
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LONDON/JASDEC/RIT CAPITAL PARTNERS PLC/BOOK-ENTRY JGBS/NON-TAXABLE	40	0.81		

⁽注) 持株比率は、2022年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

(1)	口又们	"1又八	YO.	监囯位	ス リノ・	人刀	[(ZU ₂	22年3月31日現在)
	地	位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表執行	取 締 役 員	役 社 員 社	長長	Ξ	宅	啓	_	
取専務	締 執 ? ²	亍 役	役員	大	藤		強	管理本部長 (兼) コンプライアンス担当
取 執	締 行	役	役員	富	塚	照	彦	管理本部副本部長 (兼) 総務部長
取執	締 行	役	役員	五	+	嵐	裕	営業本部長
取執	締 行	役	役員	青	木	_	也	建築本部長
取執	締 行	役	役員	福	武	栄	_	土木本部長
取	締		役	光	畄	敬	_	
取	締		役	河	野	裕	行	
常勤	b 監	査	役	吉	固	敬	=	
監	査		役	安	藤	忠	夫	
監	査		役	\blacksquare	村	政	志	

- (注) 1. 取締役光岡敬一氏及び河野裕行氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役安藤忠夫氏及び田村政志氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 取締役光岡敬一氏は、税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役河野裕行氏は、公認会計士及び税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 常勤監査役吉岡敬二氏は、当社経理関連部門での経理経験を有し、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 監査役田村政志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事中を定めております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員(既に退任している役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員を含む)であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決定により定めており、当該決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、会社の持続的・安定的な成長を目指すためには中長期的視点から経営に取り組むことが重要との考えから、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)のみとし、個人別の報酬額は、各取締役の役位、経歴、実績、従業員給与の水準その他各種の要素を総合的に勘案して決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、上記方針により多角的視点に基づいて決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、監査役会において監査役が協議し、各監査役の報酬額は全員の合意により決定しております。

なお、当社は2022年4月21日に取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、1994年8月26日開催の第57回定時株主総会において年額70 百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長執行役員社長三宅啓一が委任を受け、各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任された権限の内容は、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の全部であり、株主総会 で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の経営能力、業績への貢献度等を考慮して個人 別の報酬額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適任と判断したためであります。

なお、代表取締役社長は、各取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては指名・報酬委員 会の答申の内容を尊重し、決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	報酬等の	報酬等の	種類別の総額(ī	百万円)	対象となる
役員区分	総額 (百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	67 (7)	67 (7)	_	_	11 (2)
監査役(うち社外監査役)	21 (9)	21 (9)	_	_	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 退任した取締役を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等 特記すべき事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏	名	主な活動状況
社外取締役	光 岡	敬一	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、主に財務・会計分野に関する意見を適宜述べております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、業務の執行に対する監督機能を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	河野	裕 行	社外取締役就任後開催の取締役会7回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、財務・会計手続きに関する意見を適宜述べております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、経営全般に対する助言及びガバナンスに関する助言・提言を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	安藤	忠夫	当事業年度開催の取締役会8回のうち5回、監査役会8回のうち5回にそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べております。
社外監査役	田村	政 志	当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会8回の全てに それぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験・知見に基 づき、取締役の業務執行の適正性を確保するために必要な意見 を適宜述べております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が当該報酬等に同意した理由

	区分	報酬額 (百万円)
1	当社が支払うべき報酬等の額	33
2	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。当該金額について、当社監査役会は過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬見積もりの妥当性等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解仟又は不再仟の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力等を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任または不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、 取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置により、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 を構築し徹底を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正のため内部通報制度を整備・運用する。また、内部監査室は独立した立場から内部統制の整備、運用の状況を評価し、その 結果を定期的に取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、その記録方法、保存期間及び管理方法等を定める規程に従い、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの重要書類等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価 し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教 育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を 統括する執行役員に責任及び権限を付与する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能を強化すると ともに、業務執行の権限に関する規程を定めることにより、業務及びその権限と責任の範囲 を明確化し、適正で効率的な業務組織の編成を図る。また、内部監査室は独立した立場から 執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役等の業務の執行及び業務プロセス等の適切 性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。グループ各社の取締役及び使用人は、その業務の執行状況等に関し、当社監査役及びグループ各社を管理する執行役員に報告し、当該執行役員は、グループ各社の状況を定期的に取締役会に報告する。また、グループ各社においても、当社に準じたコンプライアンス、情報及びリスク管理を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置し、監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する使用人のうちから任命する。監査役会事務局員は、監査役の直接指揮に従い職務遂行に必要な権限を付与される。また、監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、他の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員規程及び内部通報規程を通じ、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について執行役員及び使用人が監査役に報告する体制を整備するとともに、監査役に対して報告を行った者に不利益が生じないよう内部通報規程に則り適切な措置をとる。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人からの業務執行状況の聴取、重要書類の閲覧等を通じ、監査役の職務執行の実効性の確保を図る。また、監査役からの請求に従い、監査役の職務の執行に必要と認められる費用について負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき制定した企業行動指針の遵守、マニュアルの活用、委員会の運営及び警察、顧問弁護士等の外部の専門機関との連携により、体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルにより法令・定款の遵守について の指針を明示し、実効性向上に努めております。また、部門毎に適宜必要な教育を実施し、 コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規定に定めるところにより適正に保存及び管理しております。
- ③ 経営の意思決定機能の迅速化のため執行役員制度を採用し、取締役会において毎回担当執行役員より業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。
- ④ 経営に影響を及ぼす事象が発生した場合は、危機管理委員会の決定により危機対策本部を設置し、危機の解決、克服もしくは回避のために適切に対応する体制を整備しております。
- ⑤ 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会のほか 業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換をできる体制に なっております。また、監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的な会合を持ち、情報交 換を行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

⁽注)本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	70,896
現金預金	16,030
受取手形	91
電子記録債権	5,844
完成工事未収入金	35,034
有価証券	7,800
未成工事支出金	1,519
材料貯蔵品	84
前払費用	20
その他	4,494
貸倒引当金	△23
固定資産	20,016
有形固定資産	8,845
建物	5,267
構築物	162
機械及び装置	156
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	222
土地	3,021
建設仮勘定	16
無形固定資産	130
ソフトウエア	81
電話加入権	49
投資その他の資産	11,039
投資有価証券	6,571
関係会社株式	61
従業員に対する長期貸付金	2
関係会社長期貸付金	56
長期保証金	4,151
前払年金費用	140
その他	55
貸倒引当金	△0
	90,912

(注)	記載全額け	百万円未満を切り捨てて表示しており	丰古
(/T/	引ゅり	日ノコ本画でもける古くてなれしてむり	490

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	20,246
支払手形	1,192
電子記録債務	3,278
工事未払金	6,785
未払金	4,735
未払法人税等	246
未払費用	562
未成工事受入金	2,264
預り金	50
前受収益	6
完成工事補償引当金	55
賞与引当金	802
工事損失引当金	266
固定負債	3,731
退職給付引当金	3,111
資産除去債務	244
繰延税金負債	159
その他	215
負債合計	23,978
純資産の部	
株主資本	64,600
資本金	5,296
資本剰余金	4,314
資本準備金	4,314
利益剰余金	55,943
利益準備金	735
その他利益剰余金	55,208
別途積立金	52,500
繰越利益剰余金	2,708
自己株式	△953
評価・換算差額等	2,333
その他有価証券評価差額金	2,333
純資産合計	66,934
負債・純資産合計	90,912

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		
完成工事高		71,276
売上原価		
完成工事原価		63,903
売上総利益		
完成工事総利益		7,372
販売費及び一般管理費		5,034
営業利益		2,337
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	140	
受取賃貸料	371	
その他	4	533
営業外費用		
支払利息	21	
賃貸収入原価	236	
支払保証料	25	
その他	43	326
経常利益		2,545
特別利益		
投資有価証券売却益	129	129
税引前当期純利益		2,674
法人税、住民税及び事業税	753	
法人税等調整額	136	890
当期純利益		1,784

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主資本									
		:	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金		その他	資本		その他利	益剰余金	利益	自己	株主 資本	
	貝华並	資本 準備金	資本剰余金	剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	剰余金合計	株式	合計	
当期首残高	5,296	4,314	_	4,314	735	50,900	3,392	55,027	△77	64,560	
当期変動額											
別途積立金の積立						1,600	△1,600	_		_	
剰余金の配当							△868	△868		△868	
当期純利益							1,784	1,784		1,784	
自己株式の取得									△875	△875	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	_	_	_	_	1,600	△683	916	△875	40	
当期末残高	5,296	4,314	_	4,314	735	52,500	2,708	55,943	△953	64,600	

	評価 • 換算 差額等	純資産
	その他 有価証券 評価 差額金	合計
当期首残高	2,592	67,152
当期変動額		
別途積立金の積立		_
剰余金の配当		△868
当期純利益		1,784
自己株式の取得		△875
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△258	△258
当期変動額合計	△258	△218
当期末残高	2,333	66,934

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法 (定額法)

子会社株式及び関連会社株式……… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法)

材料貯蔵品……………… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法(但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定

額法)によっております。

② 無形固定資産 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基

づく定額法によっております。

(3) 引当金の計 ト基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を

計上しております。

② 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上

しております。

③ 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上し

ております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の 発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事につい て、損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき計上しております。

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間 に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 口. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数 (5年) による定率法により按分した額をそれぞれ 発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計ト基準

当社の建設事業における履行義務は、主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続)

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、 工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価がそれぞれ16億33百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に影響はありません。また、当事業年度の貸借対照表及び株主資本等変動計算書に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「9. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

- 4. 会計上の見積りに関する注記
 - 一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:百万円)

	当事業年度
一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高	66,929
工事損失引当金	266

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額、決算日における進捗度の各要素に基づき、工事収益総額に工事原価総額を基礎とする期末までの実際発生原価額に応じた進捗度を乗じて算定しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事損失引当金は、工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

工事収益総額の見積りは、契約が未締結の部分について当事者間で実質的に合意され、合意の内容に基づいて対価の額を信頼性をもって見積ることができることとなった時点で行っております。

工事原価総額の見積りは、工事進行途上における工事契約の変更や、当初予想しえなかった事象の発生に対して、個別の要因を考慮した上で見直しを行っております。

工事収益総額、工事原価総額等の主要な仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の完成工事高及び工事損失 引当金に影響を及ぼす可能性があります。 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7.375 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権

33 百万円

(3) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額

完成工事未収入金

8,566 百万円

契約資産

26.468 百万円

(4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額

契約負債

2,264 百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「11.収益認識に関する注記(1)収益の分解情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

什入高

94 百万円

営業取引以外の取引による取引高

63 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,132,380 株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

175.339 株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	868	170.0	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額

842 百万円

・1株当たり配当額

170.0円

・基準日

2022年3月31日

・効力発生日

2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

がたりからなったとうなっていまっていているというというという	
繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	905
減損損失計上額	248
賞与引当金	244
工事未払金	139
未払費用	133
工事損失引当金	81
その他	331
繰延税金資産小計	2,083
評価性引当額	△1,202
繰延税金資産合計	880
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	985
資産除去債務に対応する除去費用	54
繰延税金負債合計	1,039
繰延税金資産の純額	△159

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結しております。

完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であります。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 完成工事未収入金	35,034	35,042	8
② 投資有価証券			
その他有価証券	5,896	5,896	_

- (注) 1. 「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「有価証券」「支払手形」「電子記録債務」「工事未払金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2. 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額674百万円)は、「②投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
 - (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

		時価		
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	'	•	•	
その他有価証券	5,896	_	_	5,896

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

		時	価	(十四・口/기 小
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
完成工事未収入金	_	35,042	_	35,042

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に 分類しております。

完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- 10. 賃貸等不動産に関する注記
 - (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	時価
2,894	5,026

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	建築	土木	計
売上高			
民間	32,796	10,464	43,260
官公庁	2,857	25,158	28,015
顧客との契約から生じる収益	35,653	35,622	71,276

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,665	8,566
契約資産	13,141	26,468
契約負債	4,243	2,264

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスについて未請求の工事請負契約に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該移転した財又はサービスに関する対価は、顧客との契約別の支払条件により請求し、受領しております。

契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,106百万円であります。また、当事業年度の契約資産及び契約負債の主な増減は工事の進捗、対価の回収等によるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額は3.458百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格 未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2022年3月31日時点で114,384百万円であり、期末日

後1年以内に約60%、残り約40%がその後5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 13,502円81銭 352円31銭

13. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症は、その収束時期等を正確に予測することが困難であり、今後の世界経済及び当社における市場環境の見通しは不透明な状況にあります。当社では、外部環境等を総合的に勘案し、2023年3月期以降の一定期間にかけて当該状況が継続するものの、当社事業に係る影響は限定的であるとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 大 本 組 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎業務 執行社員 公認会計士 岡 本健 一郎

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 孝 司業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する

ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判 断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監 査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監 査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類 等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計 算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減 するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社大本組 監査役会

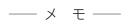
常勤監査役 吉 岡 敬 二 邸

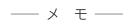
監査役安藤忠夫邸

監査役田村政志邸

(注) 監査役安藤忠夫、監査役田村政志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

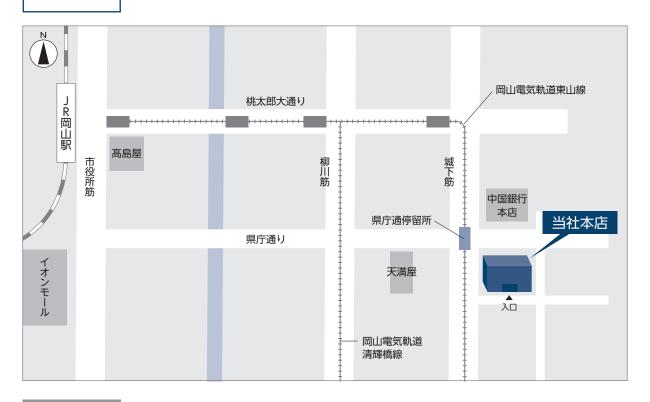




株主総会会場ご案内図

会場

岡山市北区内山下1丁目1番13号 **当社本店 6階大会議室** TEL. (086) 225-5131



交 通

岡山電気軌道(路面電車)東山線 県庁通停留所下車徒歩約2分

